

市立豊中病院 告示第4号

市立豊中病院手術室管理及び清潔区域環境整備業務委託契約に係る一般競争入札について

市立豊中病院手術室管理及び清潔区域環境整備業務委託契約に関し、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和4年7月19日

豊中市病院事業管理者 本庄 泰司

1. 入札に付する事項

(1) 件名

市立豊中病院手術室管理及び清潔区域環境整備業務

(2) 履行場所

豊中市柴原町4丁目14番1号

(3) 概要

(2)の履行場所のうち手術室及び清潔区域（業務対象床面積約1,459.95㎡）の管理及び清掃業務

ア 手術室管理業務

イ 手術室環境整備業務

ウ ICU他清潔エリア環境整備業務

エ 薬剤部無菌製剤室管理業務

(4) 期間

令和4年11月1日から令和9年3月31日まで（長期継続契約）

(5) その他

本入札は、郵送入札により行う。

2. 参加者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たした者

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日において豊中市物品・業務委託等入札参加資格「63建物等清掃」の「02病院清掃（清潔区域）」の認定を受けていること。ただし、当該認定の際に提出した業者登録カード2に「63建物等清掃」の認定に係る希望順位を1と記載した者であること。

(3) 豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置の期

間の範囲内でないこと。

- (4) 豊中市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について同項の登録をしていること。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合する者であること。
- (7) 病床数500床以上の病院において、業務委託契約1件の契約金額（履行期間が1年以上の契約である場合にあっては、1年間に換算して算出した金額とする。以下同じ。）が43,000千円（豊中市内に本店を有する者にあっては、33,000千円とし、取引に係る消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）以上の手術室管理（清掃及びガウン介助を含む。）及び清潔区域の環境整備業務を元請けとして2年以上継続して履行した実績があること。
- (8) 業務責任者として、病院における清掃業務を3年以上経験し、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が指定する病院清掃業務受託責任者講習の修了証書（有効なもの）を取得した者を専任で配置し得ること。
- (9) ビル管法第6条第1項の建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を雇用していること。
- (10) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (11) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (12) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続き開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (13) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の

規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあつては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3. 一般競争入札参加申込書、現場説明書、共通仕様書、業務委託仕様書、清掃作業基準表、質疑書、入札書、豊中市物品購入契約等入札心得及び郵送入札におけるくじの取扱いについて等(以下「仕様書等」という。)の配布

(1) 配布期間

令和4年7月19日(火)から令和4年8月19日(金)まで

(2) 配布方法

市立豊中病院ホームページに掲載する。

4. 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

豊中市柴原町4丁目14番1号

市立豊中病院事務局経営企画課(管理棟4階)

電話(06)6858-3504

(2) 期間

令和4年7月19日(火)から令和4年8月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前10時から午後5時まで

5. 一般競争入札参加申込書等の提出、入札の期間及び方法並びに開札の日時、場所及び方法

(1) 本入札に参加を希望する者は、(2)から(4)までに定めるところに従い、次に掲げる書類(以下「資格審査書類」という。)を提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加申込書(様式1)

イ 同種業務の契約・履行実績(様式2)

ウ イの実績を証する契約書の写し又は発注者が作成した契約履行証明(様式3)

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第32条の登録証明書の写し

オ ビル管法第6条第1項の建築物環境衛生管理技術者免状の写し

(2) 資格審査書類の提出及び入札の期間

令和4年8月5日(金)から令和4年8月19日(金)午後5時まで(必着)

(3) 資格審査書類及び入札書の提出方法

次に掲げる方法で封入したものを、郵送により(4)の提出先に提出すること。

- ア 作成した入札書の中封筒に入れて糊付けし、豊中市で業者登録の届出時に届け出た使用印を封筒のつなぎ目部分に割印として押印すること。
- イ 中封筒の表面には案件の名称（「1. 入札に付する事項」（1）件名を参照）を記載の上「入札書在中」と朱書きし、裏面には入札書の所在地及び商号又は名称を記載すること。
- ウ 中封筒及び資格審査書類を外封筒に入れ、糊付けすること。
- エ 外封筒には提出先及び差出人の所在地及び商号又は名称を記載の上「市立豊中病院手術室管理及び清潔区域環境整備業務委託契約 入札書在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

豊中市柴原町4丁目14番1号
市立豊中病院 事務局 経営企画課 用度係

(5) 開札日時

令和4年8月22日（月）10時00分

(6) 開札場所

市立豊中病院 管理棟5階 カンファレンスルーム

(7) 開札方法

(5) 及び (6) に記載している日時及び場所で入札参加者に代わり、当該入札事務に関係のない職員の立会いのもと、入札書の開札を行う。

(8) その他

- ア 資格審査書類及び入札書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された資格審査書類及び入札書は、返却しない。
- ウ (3) に定める提出方法以外の方法による資格審査書類及び入札書の提出は、受け付けない。

6. 入札方法等

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する単価（小数点第3位以下を切り捨てた値）を入札書に記載すること。
- (2) 本入札については、施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設ける。
- (3) 現場説明書において、予定価格を公表する。
- (4) 入札書のくじ番号の欄にくじを行う際使用する3桁の数字を記入すること。記入がない場合は、「0」が記載されたものとみなす。

7. 落札者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を

落札候補者とし、資格審査書類による入札参加資格確認審査の結果、入札参加資格があると認めたとき落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札資格がないと認めるときは、次順位以降の落札候補者について、順次入札参加資格確認審査を行い、落札者を決定する。なお、落札者となるべき金額の入札が2者以上の場合は、別紙「郵便入札におけるくじの取扱いについて」の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者が契約を締結しない場合の措置

落札者が契約を締結しない場合は、次順位者と契約の交渉を行うこととする。

8. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の5に相当する額以上を納付しなければならない。ただし、豊中市病院事業会計規程第56条に該当する場合は免除する。

9. 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに豊中市物品購入契約等入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10. 契約の締結

契約書を作成する。

11. 質疑等

仕様書等及び契約条項に関する質疑がある場合は、「質疑書」を令和4年7月29日(金)午後5時までに「13. 問合わせ先」へ電子メールで提出しなければならない。受領した質疑書に関しては、令和4年8月4日(木)にホームページへ回答を掲載する。

12. その他

契約書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

13. 問合わせ先

豊中市柴原町4丁目14番1号
市立豊中病院 事務局 経営企画課 用度係
電話 (06) 6858-3504
E-mail: hyoudo@city.toyonaka.osaka.jp
担当：鈴木